

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第13期第1四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社東京一番フーズ
【英訳名】	TOKYO ICHIBAN FOODS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂本 大地
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿五丁目6番1号
【電話番号】	03-5363-2132
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 井野 一三美
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿五丁目6番1号
【電話番号】	03-5363-2132
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 井野 一三美
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第13期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第12期
会計期間	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成22年 9月30日
売上高(千円)	1,217,371	1,187,114	3,319,023
経常利益(千円)	259,462	205,641	27,961
四半期純利益又は当期純損失() (千円)	93,198	139,558	60,567
純資産額(千円)	1,200,607	1,200,748	1,057,699
総資産額(千円)	2,003,605	1,939,132	1,541,422
1株当たり純資産額(円)	14,442.95	14,255.45	12,580.65
1株当たり四半期純利益金額又は当期純損失金額() (円)	1,122.27	1,677.36	729.13
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	1,088.21	1,630.50	-
自己資本比率(%)	59.9	61.9	67.9
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	371,792	335,672	160,798
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	7,400	30,401	25,397
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	26,450	9,604	98,992
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	709,366	703,500	407,833
従業員数(人)	183	165	176

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	165（158）
---------	----------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当第1四半期連結会計期間の期中平均人員（ただし、1日7.5時間換算による人員）を（ ）内に外数で記載しております。

（2）提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	164（155）
---------	----------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当第1四半期会計期間の期中平均人員（ただし、1日7.5時間換算による人員）を（ ）内に外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの売上高（又は営業費用）は、通常の営業形態として、上半期（第1、第2四半期）におけるふぐ料理の需要が大きいため、上半期の売上高（又は営業費用）と下半期の売上高（又は営業費用）との間に著しい相違があり、業績に季節的変動があります。

当社グループは、主として直営店舗である「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」の運営及び水産物の販売を行っております。以下、当該事業について記載しております。

（1）仕入実績

当第1四半期連結会計期間の仕入実績は、次のとおりであります。

品目別の名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
とらふぐ等(千円)	206,377	132.0
飲料(千円)	60,914	93.6
生鮮食料品その他(千円)	121,084	139.0
合計(千円)	388,376	125.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

（2）販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
とらふぐ亭直営事業(千円)	1,125,726	92.5
その他(千円)	61,387	-
合計(千円)	1,187,114	97.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間における日本経済は、経済政策効果や輸出を中心とした経済環境の改善により、景気は徐々に回復基調に転じ始めているものの、雇用情勢や所得環境の悪化が続き、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

外食業界においては、消費者の生活防衛意識の高まりにより節約志向が強まっており、低価格化による顧客獲得指向が高まるなど、経営環境は依然として厳しくなっております。

この環境の中、当社グループは、中核事業である「とらふぐ亭」において食材・サービス・店舗空間に徹底してこだわり、リーズナブルで質の高い食材やサービスを提供することに注力するとともに「おいしい魚と寿司の店 魚の飯調布店」等の新業態及びふぐの宅配事業の拡充にも努めてまいりました。また、子会社の株式会社長崎ファームにおいて活魚や養殖マグロの外部販売事業の体制を整えてまいりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は、子会社の長崎ファームの外販事業の進展もありましたが、前期の店舗の売却や収用による店舗数の減少の影響を受け、11億87百万円（前年同期比2.5%減）となりました。利益面は一貫した経費削減に努めましたが、ふぐ原価率の上昇により営業利益2億1百万円（同20.9%減）、経常利益2億5百万円（同20.7%減）となりました。四半期純利益につきましては、のれん分け制度による独立者への内部造作譲渡代金7百万円の特別利益の計上等により、1億39百万円（同49.7%増）となりました。

なお、当社グループにおいては通常の営業の形態として、第1四半期及び第2四半期におけるふぐの需要が大きいため、第1四半期及び第2四半期と第3四半期及び第4四半期の業績に著しい季節的変動があります。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ2億95百万円増加し、7億3百万円となりました。当第1四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間において営業活動の結果得られた資金は3億35百万円（前年同期は3億71百万円の獲得）となりました。主な要因は、税金等調整前四半期純利益2億5百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間において投資活動により使用した資金は30百万円（前年同期は7百万円の使用）となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出22百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間において財務活動により使用した資金は9百万円（前年同期は26百万円の使用）となりました。主な要因は、社債の償還による支出5百万円によるものであります。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

重要な設備の改修の完了

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の改修については、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資総額 (千円)	完成年月
提出会社	渋谷店 (東京都渋谷区)	とらふぐ亭直営事業	店舗設備	44,457	平成22年10月

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

重要な設備の新設の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画は次のとおりであります。

株式会社長崎ファーム(連結子会社)

所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完成予定年月		完成後の増加 能力
		総額(千円)	既支払額(千円)		着手	完了	
長崎県 平 戸市	養殖場設備	60,000	—	自己資金	平成23年2月	平成23年2月	—

(注) 上記の金額には、消費税等を含んでおります。

重要な設備の除却等の計画

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000
計	200,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	84,085	84,085	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)
計	84,085	84,085	-	-

(注) 1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年10月3日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	455 (注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,275 (注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,800 (注3)
新株予約権の行使期間	自平成19年10月5日 至平成27年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,800 資本組入額 2,400
新株予約権の行使の条件	<p>各新株予約権の一部行使は認められない。したがって権利行使は1個またはその整数倍毎に権利行使するものとする。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役及び監査役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、対象者である取締役または監査役が任期満了により退任した場合及び対象者である従業員が定年退職した場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>その他の条件は、株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 平成17年10月3日の臨時株主総会特別決議に基づき、当社取締役2名及び当社従業員9名に対して465個の新株予約権を付与しましたが、退職及び権利行使に伴い平成22年12月31日現在455個となっております。
2. 新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式数を次の算式により調整する。ただし、かかる調整の結果は当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端株が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
3. 発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株発行(新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く)を行う場合には、次の算式により行使価額は調整され、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの行使金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \text{新株発行前の株価}$$

当社が他社と吸収合併または新設合併を行いもしくは株式交換を行い完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 当社は平成19年7月1日付で普通株式1株を5株に分割する株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成18年3月13日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	196 (注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	980 (注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,000 (注3)
新株予約権の行使期間	自平成20年4月1日 至平成28年3月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,000 資本組入額 3,000
新株予約権の行使の条件	<p>各新株予約権の一部行使は認められない。したがって権利行使は1個またはその整数倍毎に権利行使するものとする。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役及び監査役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、対象者である取締役または監査役が任期満了により退任した場合及び対象者である従業員が定年退職した場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>その他の条件は、株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 平成18年3月13日の臨時株主総会特別決議に基づき、当社取締役1名及び当社従業員73名、375個の新株予約権を付与しましたが、退職及び権利行使に伴い平成22年12月31日現在196個となっております。
2. 新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、株式数を次の算式により調整する。ただし、かかる調整の結果は当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端株が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
3. 発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株発行(新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く)を行う場合には、次の算式により行使価額は調整され、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{新株発行前の株価}} \times 1 \text{株当たりの行使金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

当社が他社と吸収合併または新設合併を行いもしくは株式交換を行い完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 当社は平成19年7月1日付で普通株式1株を5株に分割する株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年12月24日定時株主総会特別決議に基づく平成21年12月4日取締役会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,360 (注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,360 (注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	22,700 (注3)
新株予約権の行使期間	自平成23年12月18日 至平成30年12月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 22,700 資本組入額 11,350
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会の認める正当な理由にある場合この限りではない。 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人のうち1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。 その他権利行使の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1. 平成20年12月24日の定時株主総会特別決議に基づく平成21年12月4日取締役会決議に基づき、当社取締役2名、当社監査役3名、当社従業員73名及び社外協力者1名に対して2,515個の新株予約権を付与し、平成22年12月31日現在2,360個となっております。

2. 新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、株式数を次の算式により調整する。ただし、かかる調整の結果は当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端株が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換もしくは株式移転(それぞれが完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、および新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう、以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまで掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に本項(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - a. 新株予約権により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a.記載の資本金等の増加限度額から同a.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得条項
 - a. 当社が消滅会社となる合併契約承継の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - b. 新株予約権の割当てを受けた者が権利行使する前に、新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - c. 新株予約権の割当てを受けた者が「新株予約権割当契約」に定める新株予約権の権利行使期間内に権利行使をしなかった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総数残 高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	30	84,085	90	466,310	90	368,310

(注) 新株予約権行使に伴う新株発行によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 875	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 83,180	83,180	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	84,055	-	-
総株主の議決権	-	83,180	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式が2株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式数に対する所有 株式数の割合(%)
(株)東京一番 フーズ	東京都新宿区 新宿五丁目6番1号	875	-	875	1.04
計	-	875	-	875	1.04

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 10月	11月	12月
最高(円)	20,450	19,400	21,100
最低(円)	18,100	17,170	19,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものです。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	804,223	507,756
売掛金	184,403	51,563
原材料	27,281	15,930
その他	108,502	135,137
流動資産合計	1,124,411	710,388
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	234,837	212,545
その他(純額)	167,963	208,795
有形固定資産合計	402,801	421,341
無形固定資産		
ソフトウェア	807	954
無形固定資産合計	807	954
投資その他の資産		
敷金及び保証金	370,848	367,833
その他	40,263	40,904
投資その他の資産合計	411,111	408,738
固定資産合計	814,720	831,034
資産合計	1,939,132	1,541,422
負債の部		
流動負債		
買掛金	182,565	43,477
1年内返済予定の長期借入金	17,136	17,136
1年内償還予定の社債	16,000	16,000
未払法人税等	68,786	6,469
賞与引当金	5,622	12,273
その他	267,431	239,674
流動負債合計	557,542	335,031
固定負債		
社債	56,000	61,500
長期借入金	55,276	59,560
負ののれん	13,301	14,588
その他	56,264	13,043
固定負債合計	180,841	148,691
負債合計	738,383	483,722

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	466,310	466,220
資本剰余金	368,310	368,220
利益剰余金	381,915	242,357
自己株式	30,339	30,339
株主資本合計	1,186,196	1,046,458
新株予約権	14,552	11,241
純資産合計	1,200,748	1,057,699
負債純資産合計	1,939,132	1,541,422

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年10月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日)
売上高	1,217,371	1,187,114
売上原価	295,947	378,389
売上総利益	921,423	808,725
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	149,736	146,169
雑給	107,581	99,046
賞与引当金繰入額	7,162	5,622
広告宣伝費	15,263	10,508
販売促進費	5,591	4,567
減価償却費	22,197	11,400
不動産賃借料	125,533	110,100
その他	232,947	219,313
販売費及び一般管理費合計	666,013	606,729
営業利益	255,409	201,995
営業外収益		
受取利息	11	56
負ののれん償却額	1,287	1,287
協賛金収入	-	1,115
その他	4,647	1,939
営業外収益合計	5,946	4,399
営業外費用		
支払利息	927	556
その他	966	197
営業外費用合計	1,894	753
経常利益	259,462	205,641
特別利益		
固定資産売却益	-	7,798
特別利益合計	-	7,798
特別損失		
固定資産除却損	111	-
減損損失	91,206	8,034
特別損失合計	91,317	8,034
税金等調整前四半期純利益	168,144	205,405
法人税、住民税及び事業税	74,945	65,847
法人税等合計	74,945	65,847
少数株主損益調整前四半期純利益	-	139,558
四半期純利益	93,198	139,558

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	168,144	205,405
減価償却費	22,197	11,400
減損損失	91,206	8,034
負ののれん償却額	1,287	1,287
賞与引当金の増減額(は減少)	7,162	6,650
受取利息及び受取配当金	11	56
支払利息	927	556
固定資産除却損	111	-
有形固定資産売却損益(は益)	-	7,798
売上債権の増減額(は増加)	116,992	132,839
たな卸資産の増減額(は増加)	12,632	11,351
仕入債務の増減額(は減少)	110,754	139,088
その他	116,201	134,092
小計	385,783	338,591
利息及び配当金の受取額	11	56
利息の支払額	1,003	601
法人税等の還付額	-	978
法人税等の支払額	12,998	3,352
営業活動によるキャッシュ・フロー	371,792	335,672
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	2,309	2,000
定期預金の払戻による収入	5,409	1,200
有形固定資産の取得による支出	5,953	22,513
敷金及び保証金の差入による支出	-	3,039
長期前払費用の取得による支出	4,758	4,048
その他	211	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,400	30,401
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	20,950	4,284
社債の償還による支出	5,500	5,500
株式の発行による収入	-	180
財務活動によるキャッシュ・フロー	26,450	9,604
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	337,941	295,667
現金及び現金同等物の期首残高	371,425	407,833
現金及び現金同等物の四半期末残高	709,366	703,500

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)</p>
<p>会計処理基準に関する事項 の変更</p>	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

	<p>当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)</p>
	<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>1. 前第1四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「協賛金収入」は、当第1四半期連結累計期間において営業外収益総額の100分の20を超えたため、区分掲記することといたしました。 なお、前第1四半期連結累計期間の「協賛金収入」は123千円であります。</p> <p>2. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年9月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 1,276,854千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 1,308,328千円
2 保証債務 のれん分け制度による独立者の金融機関からの借入債務に対する債務保証の金額は次のとおりであります。 49,664千円	2 保証債務 業務委託者の金融機関からの借入債務に対する保証債務の金額は次のとおりであります。 51,500千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
当グループの売上高(又は営業費用)は、通常の営業形態として、上半期(第1,第2四半期)におけるふく料理の需要が大きいいため、上半期の売上高(又は営業費用)と下半期の売上高(又は営業費用)との間に著しい相違があり、業績に季節的変動があります。	同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金 798,250 千円	現金及び預金 804,223 千円
預入期間3ヶ月を超える定期預金 88,884 千円	預入期間3ヶ月を超える定期預金 100,722 千円
現金及び現金同等物 709,366 千円	現金及び現金同等物 703,500 千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 84,085株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 875株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 14,552千円

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

当連結グループは、直営店舗である「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」の運営を主たる業務とする単一事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

当社グループは、主として直営店舗である「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」の運営及び水産物の販売を行っております。水産物の販売は重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

ストック・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 3,310千円

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年9月30日)	
1株当たり純資産額	14,255円45銭	1株当たり純資産額	12,580円65銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	1,122円27銭	1株当たり四半期純利益金額	1,677円36銭
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	1,088円21銭	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	1,630円50銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	93,198	139,558
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	93,198	139,558
普通株式の期中平均株式数(株)	83,045	83,201
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	2,599	2,391
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成20年12月24日定時株主総会特別決議に基づく平成21年12月4日取締役会決議に基づくストック・オプション(新株予約権の数2,515個)。これらの概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

株式会社東京一番フーズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 達也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三澤 幸之助 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京一番フーズの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京一番フーズ及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

株式会社東京一番フーズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 達也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 達弥 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京一番フーズの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京一番フーズ及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。